

上田ソフトテニスクラブ会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は上田ソフトテニスクラブと称し、原則として事務局を理事長宅におく。

(目的)

第2条 この会はソフトテニスをとおして、会員相互の親睦、健康の維持増進、およびソフトテニスの普及・技術向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの振興、指導、育成、奨励等
- (2) 各種大会の開催、講習会、研修会その他ソフトテニスに伴う行事の企画と実施
- (3) その他この会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この会は原則として上田市に在住・在勤するソフトテニス愛好者で組織する。

(入会および退会)

第5条 本会に入会する場合は年会費を添えて入会申込書を理事長へ提出する。

2. 本会を退会する場合は会員からの申し出による。ただし本会の名誉を著しく毀損した場合は理事会で審議する。

(役員および職務)

第6条 この会運営のために、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	3名以内
理事	事業執行上必要な人数
監事	3名以内
委員会	各委員会に委員長1名、副委員長若干名 原則として各委員長は理事が務める
事務局長	1名(兼務可)

2. 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

- (5) 理事は各会務を担当し総括する。
- (6) 会計監事は会計事務が適正に行われているか監査する。
- (7) 事務局長は本会の事務一切を執行する。
- (8) 委員長は担当各会務を総体的に管理し、委員会を代表する。
- (9) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- (10) 緊急事項については、理事長が判断し執行する場合がある。

(役員・委員の選出)

第7条 理事は理事会が選出し、総会において承認する。

2. 会長および副会長は、理事会において理事の推挙により選出する。
3. 理事長、副理事長は理事の中より互選により選出する。
4. 会計監事は、理事会で選出する。
5. 委員は、理事会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2. 欠員によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 この会に理事長会、理事会、役員会、会員総会をおく。

なお、必要に応じて附属機関を設けることができる。

2. 理事長会は正副会長、正副理事長で構成され必要事項について審議し、理事会に報告する。
3. 理事会は正副会長、正副理事長、理事、事務局長で構成され理事長が招集し、以下の事項について審議する。
 - (1) 事業運営および事業計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 会則等の改定
 - (4) 役員選出
 - (5) その他重要な事項
 - (6) 第11条に定める事項
4. 役員会は理事会の報告を受け、会務を執行する。
5. 会員総会は会長が招集し、理事会で審議した議案を議決する。
6. 議長は、出席者の中から選出してこれを務める。

(会議の成立と議決)

第10条 会員総会は出席者をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

2. 理事会は、2分の1以上の出席者(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
3. 可否同数のときは議長の決するところによる。

(名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、顧問および参与)

第 11 条 この会に名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、顧問及び参与をおくことができる。

名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、顧問および参与は理事会の推薦により会長が委る。

(会計)

第 12 条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をこれにあてる。

2. この会の会費は会員総会において決定する。

3. 年会費は年度始めに速やかに納入する。年度の途中で入会するときも会費は原則として全額納入する。ただし、7 月以降の初回入会時は減額する。

年度の途中で退会しても会費の返還はしない。

4. この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(関係団体への加盟)

第 13 条 この会は第 2 条の目的達成の為、次の団体に加盟する。

(1) 上田市スポーツ協会

(2) 長野県ソフトテニス連盟

(3) その他必要と認められた団体

(改正)

第 14 条 会則の改正は会員総会において議決する。

附則

この会則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

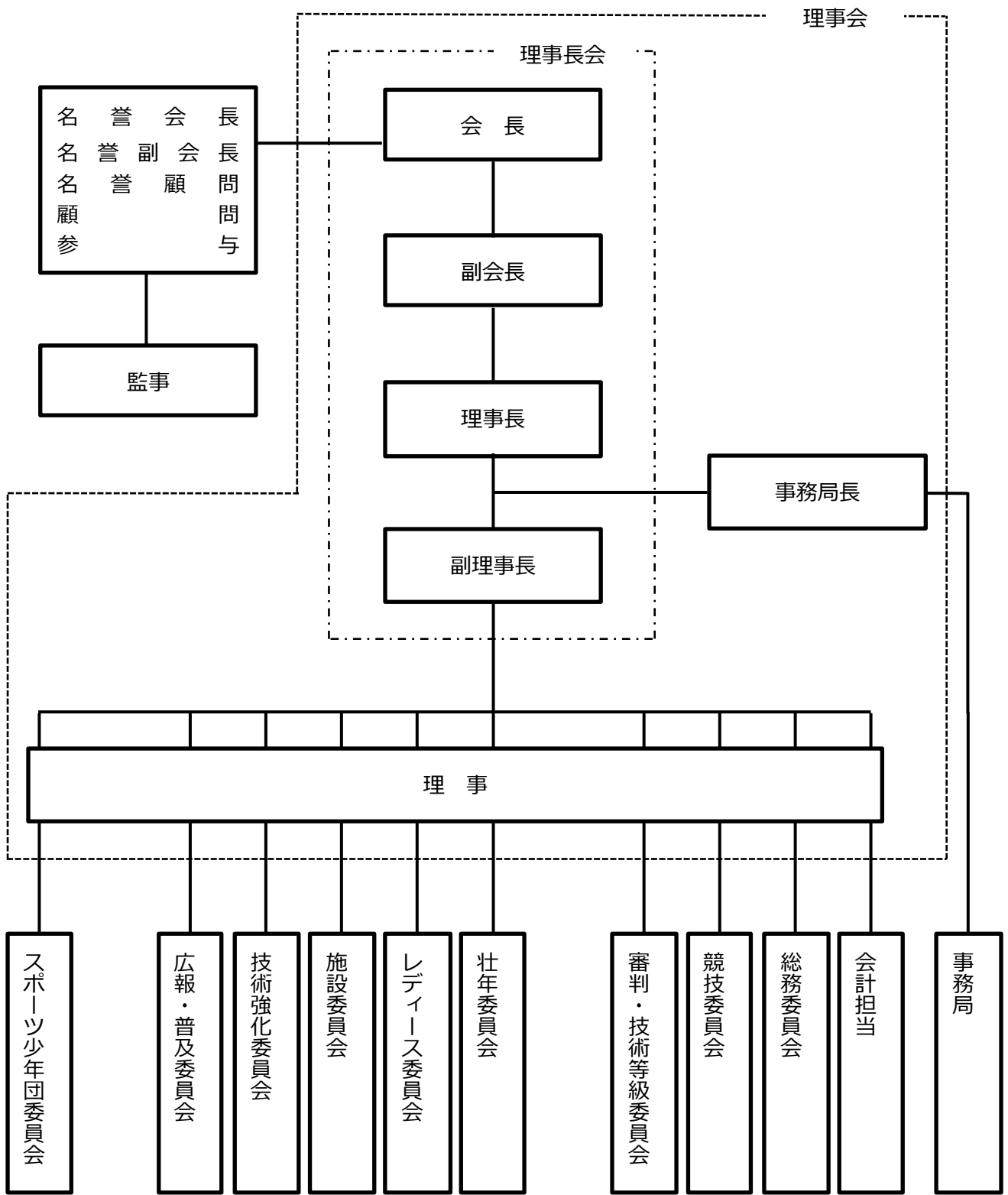
平成 26 年 7 月 9 日 改正

平成 29 年 4 月 2 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

組織図



(改正内容詳細)

改正日	改正前	改正後
2014/07/09	会則第 9 条 3 項(6) 第 10 条に定める	会則第 9 条 3 項(6) 第 11 条に定める
2017/04/02	第 6 条 会計監事 2 名	第 6 条 会計監事 3 名
2022/04/01	第 6 条 副理事長 2 名 会計監事 2 名 第 13 条 上田体育協会 組織図 婦人委員会	第 6 条 副理事長 3 名以内 会計監事 3 名以内 第 13 条 上田スポーツ協会 組織図 レディース委員会
2024/04/01	第 12 条 組織図	第 12 条 初回途中入会について追加 組織図 団体、技術等級委員会削除

上田ソフトテニスクラブ慶弔規程

第1条 クラブ会員の慶弔行事に際し、概ね次の基準によりその意を表す。

- (1) 会員が予選会を勝ち抜き全国大会以上に出場する場合は激励費 5,000 円を贈る。
- (2) 会員が死亡したときは金 5,000 円を贈る。
- (3) 会長、副会長、理事長およびその歴任者、並びに現職の理事が死亡したときは生花を贈る。
- (4) 会員、または会員が喪主をつとめる場合の実父母子が死亡したときは Line グループ【上田ソフトテニスクラブ有志 連絡掲示板】で連絡する。

第2条 ここに規定されていない事項の適用については理事長会もしくは理事会が行う。

附則

この慶弔規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

(改正内容詳細)

改正日	改正前	改正後
2022/04/01	第 1 条 (4) 会員の配偶者、会員と同居 (告知方法) クラブ実業団	該当部分削除 クラブチームリーグ戦
2024/04/01	第 1 条 (4) 連絡する (告知方法)	Line グループ【上田リフトテニスクラブ有志 連絡掲示版】で連絡する (告知方法) 例 削除